

123号

広報 しんち

5月1日現在
()内は前月比

🏠	1,994世帯 (+4)
♂	男 4,354人 (-10)
♀	女 4,480人 (-6)
合計	8,834人 (-16)

56/6



わたしたちの町づくり⑤

早起き

ソフトボールリーグ

「技術は二の次、親ほくと体力づくり」が合い言葉の早起きソフトボールが五月十七日から始まった。

結成二年目のこのリーグ、今年の参加は一般の部二十四チーム、壮年の部(四十歳以上)五チームの二十九チームで、昨年より十二チームも多い。チームは各部落が単位となつてつくられ、リーグの登録人数は五百八十名を数える。

こんなにブームとなったソフトボール、野球と違って手軽に、誰でも参加できるスポーツとあって、リーグ参加以外の地域でも、来年に向けて結成の動きがあるとのこと。スポーツを通して新しいコミュニティづくりとしても、大いに期待したいものである。

十七日の開会式当日は、あいにくの雨模様ながら、百五十名の参加選手たちが午前五時からの開会式に臨んだ。試合は一般の部、A、B、C、壮年の部の四部に分かれ二十日から始まっているが、各チームとも今年優勝をと、試合にかけるいきごみは盛んである。

試合開始時間は午前五時、この時間までメンバーがそろわないと負けてしまう。こうしたことから、試合の勝負は、技術もさることながら、前日からのコンディションづくりも大きく影響してくるという。

試合は町民グラウンドなど六会場で行われているが、八月九日の最終戦まで、早朝の熱の入った試合が続く。

ゴミの出し方

町では、燃えるゴミを相馬方衛生組合、燃えないゴミについては民間業者に委託し、それぞれ収集処理にあたっています。

燃えるゴミと燃えないゴミが混じっていると処理がおくれ、日程どおりのスムーズな収集に支障をきたします。みなさんのちょっとした心づかいで能率よく収集できますので、皆さんのご協力をお願いいたします。

—ゴミについてのお問い合わせは
役場住民課へ—

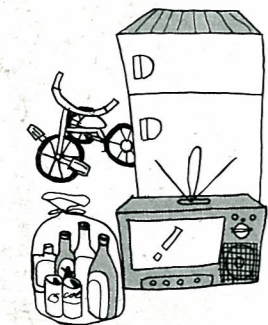
●燃えるゴミ



紙類、木片、革製品、布類、魚の骨、残飯等台所の生ゴミ、茶ガラ等(水をよくきつて)
⑤ ナイロン、ビニール類、ゴム製品は戸をいためるため、収集いたしません。

* ゴミは紙袋を使用し、ほどけないよう結んでください。重さは10kg以下に(ダンボールならミカン箱以下)し、部落氏名を忘れず記入してください。

●燃えないゴミ



空ビン、ガラス類(こわさないで)、金属類、洗たく機、自転車、冷蔵庫、テレビ

⑥ 家屋の解体残物、ブロック(コンクリート)、貝殻、燃えがら、農薬や毒物が入っている容器は収集いたしません。

⑦ 「電球」「蛍光管」「空スプレーかん」等を出す時は、中のガスを完全にぬいてから出してください。

* ゴミはダンボールかビニールの肥料袋を使用し、種類別にわけ、散乱しないようにナワ等でしっかり結んでください。また部落、氏名を忘れず記入してください。

5月(15、16、18日)の不燃物収集状況(5月19日調べ)

収集場所	収集時点	出しおくれ	収集できないゴミ	収集場所	収集時点	出しおくれ	収集できないゴミ
作田公会堂前	完全収集			富倉目黒勝美宅東側	完全収集		
作田農協倉庫前	完全収集			城内川部寿範宅東側			可燃物等13コ
崎浜長家智雄宅北側	完全収集		可燃物6コ	駒ヶ嶺河原家一宅前	完全収集		
釣師北畑水防倉庫前			可燃物50コ	大須賀氏の碑前	完全収集		
大戸浜公会堂入口		2コ	可燃物6コ	新町遠藤商店前	完全収集		
今泉水防倉庫前	完全収集			沢口公会堂前			可燃物1コ
今神公会堂前	完全収集	2コ		鉄炮町火の見前	完全収集		
藤崎公会堂前	完全収集	2コ		明地火の見前	完全収集		
浜民渡部馨宅東側	完全収集			大山田バス停前	完全収集		
中里荒力宅東側	完全収集			上真弓水神十字路	完全収集		
木崎公会堂前			可燃物2コ	下真弓公会堂前			混入物1コ
中島公会堂前			灰 2コ	岡公会堂		10コ	灰 7コ
町営住宅前			土まじり等混入物9コ	杉目公会堂		2コ	可燃物等4コ
小川公会堂	完全収集	9コ		菅谷公会堂	別途収集予定		
富倉原入口				高田公会堂	〃(冷蔵庫外25コが出ている)		

ゴミはきちんと

決められた場所に

—完全収集にいま一歩—

ゴミは決められた日、決められた時間に出すのが原則です。燃えるゴミは毎週水曜日、燃えないゴミは毎月十五日から十七日までで、収集日当日の午前九時まで収集場所に搬入することになっています。出す日、時間を守らないと、次の収集日までゴミは放置されることになり、悪臭や虫などの発生源となって、収集場所周辺の人達に大変迷惑をかけることになります。

こうしたゴミの出し方については、まさにチラシで各家庭に協力を呼びかけていますが、地域によっては依然として、守られていないというのが実情です。出されたゴミを見た場合でも、燃えるゴミと燃えないゴミが混入していたり、ゴミ収集後にゴミが搬入されていたりまだまだルールが守られていません。



第二行政区では、老人クラブがゴミの出し方について各家庭を指導、収集日当日は、婦人会などとともに、搬入されるゴミの中味を点検するなど、地域をあげてきれいな町づくりを努めています。

5月(15、16、18日)の不燃物収集状況(5月19日調べ)

追放しようゴミ公害

みんなの協力で快適な生活環境



わたしたちが望む暮らしやすい快適な生活環境とは——まずさわやかな空気、そして静けさ、のびのびと手を振って歩ける通り、緑あふれる公園、そして何よりもゴミのない清潔な町など、いろいろあげることが出来ます。

しかし、このような快適な環境も、ただ待ち望んでいるだけでは、なかなか実現しません。

ことに地域の、近隣社会の環境美化は、そこに住み生活するわたしたち自らの心くばりとお互いの協力が必要です。

六月五日から十一日までの一週間は「環境週間」。ことしも、よりよい環境を求めて、テーマに、いろいろな行事が行われます。

快適な生活環境をつくるために、今月はわたしたち自身の身近な環境問題、ゴミに目を向けてみました。

一人ぐらいは…の気持ちで捨てるゴミも

やがてはゴミの山

道路や公園、川などにゴミを捨ててはいけないことは、だれでもが知っています。

また、公園や行楽地などで花をとったり、芝生を荒したり、あるいは、ところかまわずタンやツバをはくのは、公衆道徳に反する行為であることを、わたしたちはよく知っています。

こうしたマナー、あるいは公衆道徳を守ることによって、わたしたちの快適な生活環境が維持されることはいままでもありません。ところが、実際はどうでしょうか。

町内をみわたしたた場合でも、海岸や鹿狼山の林の中などいたるところにゴミが捨てられています。また、道路のわきにはタバコの吸い殻やあきかんが散乱し、せつ

不法投棄は

罰せられます

町内に不法投棄されるゴミが後をたたくませんが、これらの不法投棄は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」によって、厳重に罰せられます。

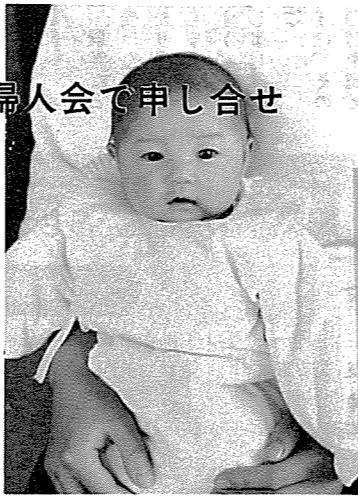
この法律によって、一般廃棄物(日常生活から出るゴミ、粗大ゴミ、廃油等)を不法投棄した場合は、三ヶ月以下の懲役又は二十万円以下の罰金、産業廃棄物を不法投棄した場合は、六ヶ月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処せられますのでご注意ください。

かくの美感をそこねています。ゴミがあると、そこが公認のゴミ捨て場だと思われ、車で遠くからまでも捨てにくるため、たちまちゴミの山ができます。「自分のまわりにさえゴミがなければ…」という無責任な気持ちで捨てる少量のゴミも、塵も積もれば山となるのとたとえのとおり、やがては膨大な量になります。

ゴミを捨てることは簡単ですが、自然を壊し、多くの人に迷惑をかけ、かたずけるのに多くの労力と費用を必要とします。自分一人ぐらいいいゴミを捨てたって…というように気持ちでいると、いつまでもたつても「よりよい環境」は実現しません。「ゴミは決められた日に、決められた場所に、決められた方法で」を合言葉に、みんなで協力しあいきれいな町づくりをしていきましょう。

簡素化にご協力を 出産祝、快気祝いのお返しは 礼状だけ

区長会、婦人会で申し合せ



冠婚葬祭の簡素化は、今に始まった問題ではありません。これまでも何回となく申し合せが行われてきたものの、時の流れとともに忘れられ、年々華美になるばかりです。

冠婚葬祭は、世間体にとらわれない簡潔で心のこもったものであることが大切です。華美なものがあるが、心もこもったものとは言えません。

主催者は世間体を気づかい、参加する者もその催しに気づかう。こうしたことが冠婚葬祭の華美に拍車をかけるという悪循環を生み出し、主催者、参加者も大きな負担となっているのが現状といえます。

こうしたことから、公民館では区長会、婦人会との協議の中で、出産祝、快気祝いのお返しは礼状

保健婦の健康メモ

六月の声を聞くといよいよ梅雨がやってきました。じめじめして、むし暑いこの時期は、農繁期の過労と重なり、体がだるく健康を害しがちです。

一方、人体に有害な細菌は多いにはびこるシーズンとあって、食中毒が発生しやすくなります。そこで、今月是不快な季節を健康に過ごす方法を考えて見たいと思います。

梅雨どきは、物が乾きにくくなるように、体の水分の蒸発、つまり発汗作用を抑えられます。もとと人体はこの発汗作用で体外へ熱を放散させたり、汗と同時に体内にたまっていく老廃物を排泄しているのです。なん

梅雨どきを健康に!!

ただにする、との申し合せを、再度実行するとの決定を行いました。簡素化問題は、すべてみなさんの実行いかんにかかっています。みんながよいことを、みなさんの勇気と決断で、さらにはみなさん

の協力で実行しましょう。公民館では、他の申し合せ事項についても見直しを行うこととしており、現在、町民のみなさんにアンケートをお願いしております。回答期限は十五日までですので、ご協力をお願いします。なお、先に制定した申し合せは次のとおり、生活改善申し合せ事項

- ◇成人式 成人式の服装は洋服に限るものとし、華美にならないようにすること。
- ◇結婚 (1) 仲人のやくめ 旧来のしきたりにとらわれず、申し合せ事項を守るように指導すること。
- ◇葬 (1) 花輪、盛花 花輪、盛花は近親者で一基程度とする。ほかからの謹呈はお知らせの時に遠慮辞退しておくこと。
- (2) 持参品 持物については、仲人と両者が話し合いをし、必要な範囲にとどめること。
- (3) 式及び披露宴 引物は廃止し、記念品程度とする。会費は二千円以内とし、招待者は本人中心の関係者とする。
- (4) 会場 会場は、公営施設を利用すること。
- ◇法事 (1) 仏立て(三日の法事) 引物などは廃止すること。
- (2) 引物などは廃止すること。
- (3) 盆提灯は、自宅、子兄弟などで用意し、贈呈などは行わないこととする。
- (4) 快気 礼状のみとし、お返しはしないこと。
- (5) 火伏せ 引き物などは廃止すること。

となく疲れやすく、体がシャキッとしたいとか、眠れない夜が多くなった等の声を耳にするのも、発汗作用がうまくいかないからです。

体調をくずすもう一つの原因は、寒暖の差が激しいということです。急に冷え込んだり、暑くなったりすると、たとえ丈夫な人にもかなり響くものです。特に神経痛やリウマチの持病のあるかたにはつらく、また、夏かぜをひきやすい時期でもあります。

食中毒は悪くなった食物を食べるだけでなく、食物に細菌がついている場合、たとえ新鮮なものであっても中毒を起

すこと。

(2) お膳 お膳は祭主、導師にとどめ、会葬者の昼食は廃止すること。

(3) 香典返し 礼状のみとする。

(4) 仏立て(三日の法事) 引物などは廃止すること。

(5) 引物などは廃止すること。

◇法事 (1) 仏立て(三日の法事) 引物などは廃止すること。

(2) 引物などは廃止すること。

(3) 盆提灯は、自宅、子兄弟などで用意し、贈呈などは行わないこととする。

(4) 快気 礼状のみとし、お返しはしないこと。

(5) 火伏せ 引き物などは廃止すること。

- ◇休日 (1) 祝祭日 国旗を掲げましょう。
 - (2) 町内いっせい休日 第三日曜日を家庭団らんの日とする。
 - ◇集会時間 始めと終りの時間を厳守すること。
- 昭和四十七年制定

昨年行われた国勢調査とならんで国の最も基本的な統計調査である「事業所統計調査」が七月一日、全国いっせいに実施されます。

この調査は、昭和二十二年にスタートし、以後三年ごとに行われているもので、わが国の経済活動の基礎である事業所の実態を全国ならびに地域別に明らかにすることが目的です。調査の結果は、国、都道府県、市町村の行政や経済施策をはじめ、民間では事業計画を立てる際の基礎資料として利用されます。

この調査は、次の三つの種類に分けて行われます。

(甲調査) 民間経営の事業所が対象です。調査事項は、事業所の名称、所在地、経営組織、事業の種類など九項目ですが、会社の本社事業所の場合はこの外に資本金額など四項目が加えられます。

(乙調査) サービス業のうち物品賃貸業(レンタカー、貸しポート業など)、旅館その他の宿泊所、クリーニング、理容・浴場業、映画館・娯楽業、自動車整備業、駐車場業およびその他の修理業が対象で、調査事項は次の通りです。

名称、現金給与支給額、最近一年間の総売上高。

国、地方公共団体及び公共企業体の事業所を対象に、事業所の名称、所在地、事業の種類、職員数の項目について調査します。

なお、調査の方法ですが、「甲調査」と「乙調査」は都道府県知事から任命された調査員が、六月下旬からすべての事業所を訪問して調査票の記入を依頼し、七月中旬までに回収します。場合によっては、調査員が、直接聞き取り調査をすることもあります。

「丙調査」は、調査員によらず、国や地方公共団体および公共企業体の組織を通じて行われます。ご協力をお願いします。

昭和56年事業所統計調査 調査票甲

昭和56年7月1日

事業所統計調査 七月一日に実施

協力を

調査票乙 (サービス業用)

昭和56年7月1日

事業所の名称

事業所の所在地

経営組織

事業所の開設時期

事業所の事業の種類・業種

事業所の従業員数

本所・支所の別

以下には「株」

8 資本金額

9 支所・支店・支店の数

10 会社全体の従業員数

11 会社全体の主要事業の種類

昭和53年事業所統計結果

農林水産業 3

鉱業 2

建設業 74

製造業 26

卸売業・小売業 112

サービス業 60

運輸・通信業 7

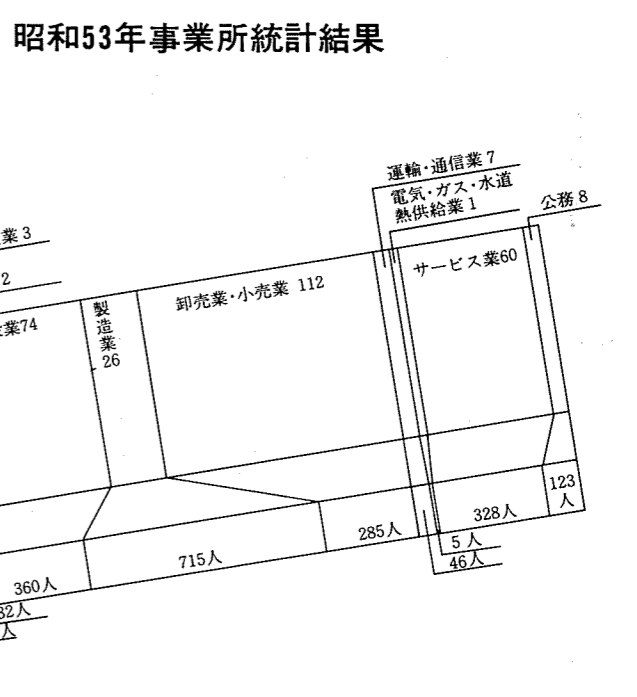
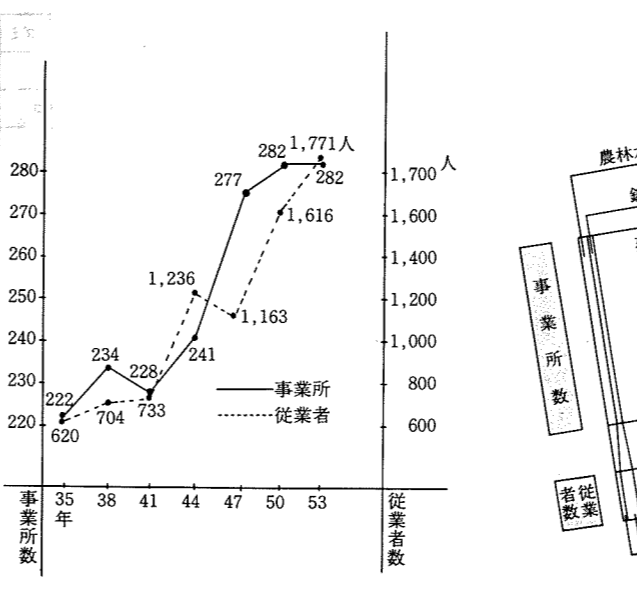
電気・ガス・水道 熱供給業 1

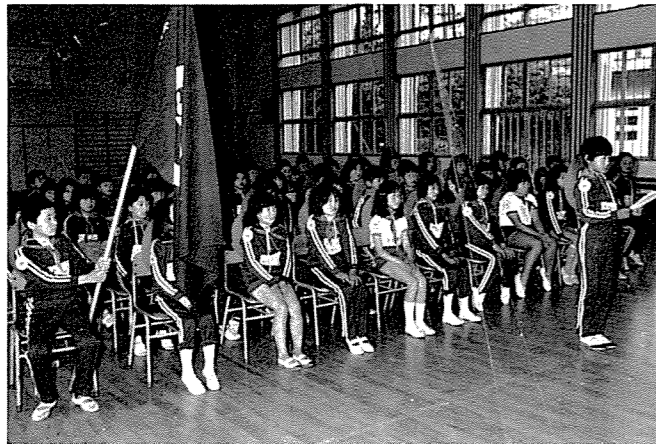
公務 8

事業所数

従業者数

事業所数・従業者数の推移





駒小でみどりの少年団の結団式 みどりの少年団の結団式が、5月12日、駒ヶ嶺小学校で行われました。

みどりの少年団は、自然とのふれあいを通して緑を愛する人間性を養おうと昭和51年、5・6年生で結成。校内の緑化運動や鴻ノ巣ダムのみどりの広場の手入れなどを行ってきました。

今年の団員は横田貴光君を団長に5年生25名で、今後、みどりの広場や学校園の手入れなどを行っていくことにしています。

新地小、福田小で春の運動会 新地小学校、福田小学校で、五月十七日、春の運動会がそれぞれ行われました。当日はあいにくの肌寒い天候ながら、子供たちは元一杯徒競争や綱引きなどに興じていました。



トピックス

トピックスは、町内での話題をカメラレポートするコーナーです。みなさんのまわりにある話題を、役場企画開発課までお寄せください。



河川愛護で釣師地区に感謝状 町では7月、8月を河川愛護月間と定め、町民のみなさんの協力で河川の清掃を行っていますが、このたび、釣師地区に原町建設事務所長から感謝状とたてが贈られました。

歌壇俳壇

株分けし都忘れの花苗を
いたはる如く春の雨降る
小松 永子

柊の葉を一つとり幼な日の
ごとく回しぬ 花散る夕べ
目黒美津英

葉ざくらの映るお濼の水の面を
かき乱しつ 鴨の遊べる
荒 よしの

あふれ咲く山桜はやくれなるの
葉の伸びたるを驚きて見つ
三宅 康

静かなる出湯の宿にめざむれば
かすみに明くる高原の峰
片平とし子

夕せまる成田の街にテモ隊の
赤信号を無視して進む
小野 義男

ペタルふみ歌会へ急ぐ道のべに
吹雪の如く桜散り敷く
小山田つや

雨の日を生家訪ねて来し叔父に
好める酒をすすめてなす
三宅みさの

桑若葉朝日に映えて眩しかり
夜来の雨のはれしさがし
目黒ます代

爽やかな若葉の匂ふ山辺の
南斜面にわらび摘みたり
岡元 三郎

母の日に子が送りきし新茶のむ
香りのなかに面影をみる
荒 たまじ

娘の許に越す妹は記念にと
わすれな草を吾に分けたり
広川みさ子

停電にうろたへしとき言ひなる
姉を思ひてわびしきの湧く
横田八重子

草や木の若葉にもゆる川岸に
去年のかや群枯れ残りをり
今野 好子

幾たびかボールペン手に握りしめ
歌の推敲に一夜つとめぬ
水戸 幸作

ひとときの余暇にたがやし
蒔きにける夏大根は芽ぶき育ちぬ
横田 正光

さみどりの鹿狼を越えて吹く風よ
ひねもすのどかな上真弓の郷
鎮田 清山

丸やかなボタン蕾かぞへつつ
心なみて朝な佇む
八島フミ子

新緑や此の健やかさ合掌す
松枯ること嘆きけりほととぎす
小幡 白帆

子育てに似し箱苗の運ばるる
奇藤 清子

柿若葉農婦一枚脱ぎにけり
初蛙蘭に消されて了いけり
代光 富峰

孫を抱くことの倅せ鯉織
辻 麗ら

鶯や老の草庵忘れず
横田 流山

大堀 虎杖



国民年金 保険料免除の手続きは お早めに

国民年金の保険料は、一カ月分が四千五百円ですが、失業や少収入などのため、保険料の納付が困難な場合は、申出によって保険料が免除されることがあります。七月までに手続きをすれば、今年の四月分から向う一年間は有効です。

災害を受けたときは 税の減免手続きを

風水害や火災、地震・豪雪などの災害で大きな被害を受けたときは、所得税が軽減されたり免除されるなどの救済措置がもたらされているのをごぞんじですか。その救済方法について説明しましょう。

子供の好きな水遊び 保護者が目を光らせて安全に

水の事故防止

6月～8月は子供の水の事故が目立って増える時期です。先月は相馬市で、小学1年生がため池で水死するといういたましい事故も発生しています。

このように、子供の水の事故は、この時期に限らず1年中起こっていますが、6～8月がとくに多く、同じ時期の交通事故による死者を大きく上回っています。

子供は、水遊びが大好きです。その半面、水の怖さを知りません。そのため、親がちょっと目を離れたスキに、とにかえしのつかない悲しい事故に結びつくことが多いのです。

子供の水の事故は保護者の責任——と心得て、ふだんから子供によく注意するとともに、水の事故から尊い生命を守るために、次のような点に十分気をつけましょう。

- ▶子供たちだけで水泳や水遊びに行かないよう、ふだんから言いかせておきましょう。
- ▶家の近くにため池や用水池などがある場合、サクとかフタがない場合は、所有者に申し入れて、すぐ処置をしてもらいましょう。
- ▶危険な水辺で遊んでいる子供を見かけたら声をかけ、安全な場所で遊ばせるようにしましょう。
- ▶雨降りのあとなど、川や用水が増水しているときは、子供を近づけないように注意しましょう。
- ▶自宅周辺100メートル以内の所(幼児の活動範囲)に、危険な所がないか調べておきましょう。
- ▶海水浴などに行つたときは、子供が迷い子にならないよう気をつけましょう。水の事故に結びつくことが多いのです。



町内歴史探訪 地名ものかたり

「今泉」(1)



▲泉長者の伝説にまつわる今泉の薬師堂

今泉の地名は、泉長者が住んだことから生まれたといわれる。明和六年(一七六九)の「封内風土記」には「仏字一。薬師堂。伝云フ。本尊及び十将共ニ支恵僧都ノ造リシ所。舊ク本州行方郡泉邑ニ在リ。東光院ハ泉長者祈願ノ処也。泉長者落魄シ本邑ニ到リシ時、之ヲ負ヒ来リ堂ヲ建テ之ヲ安置ス。寺ヲ建テ東光院ト号ス。維

時 朱雀帝 承平六年也。泉邑ヨリ本邑ニ移居ルヲ以テ今泉邑ト号ス。」とある。明治十五年の「今泉村誌」には「本村 往古承平年間 同国行方郡泉 豪家泉長者と称する川内某冠難を避ケ、本村菅野清久の家に寓す。地勢の泉村に似たるを喜び遂に留住し、因て今泉村と称す」とある。この菅野家には「奥州仙台領 宇多郡今泉村前薬山瑠璃院 東光寺薬師如来縁起」が伝えられており、そのあらまは次のようなものである。

「泉長者は、行方郡泉村(原町市高平)にあってたいへん栄えていたが、承平元年(九三一)に悪党に火をかけられ、財宝はすべて焼失し、多くの使用人も離散してしまった。惣領の河内宿禰は、守本尊の薬師如来を捧持して浜伝いに北に向い、相馬の小泉、ついで新地の今泉に来て菅野家に滞在し、長者は主人に、身の上をくわしく語り「ここはかつて住んでいた泉村に似ており、ぜひここに住みたい。ついては、守本尊を安置するためお堂を建てたい」と申し出たため主人も喜んで賛同し、周辺の人も協力して堂を建てて信心をすようにになった。こうして住居を今泉とし、さらに僧を招いて小寺を建てた。これを東光寺と名づけた。河内宿禰は、天徳元年(九五七)に死去した」というものである。

また、同じ今泉村誌に、「寺 東光寺(今泉山)本村の東北浜畑に在り、境内三一坪(官有地)本堂縦式間三尺 横式間 庫裡縦式間三尺 横式間三尺 本尊仏大日如来 宮城県亙理郡小堤村真言宗勝光院の末なり。明治元年火災に罹り 書類焼失し、開創の縁由考ふ可からず」と記されている。 目黒美津英



児童手当の現況届はお済みですか

児童手当の受給者は、毎年六月一日から同月三十日までの間に、児童手当現況届を役場に提出しなければなりません。なお、その年の六月以降は受給資格がなくなると思われる場合であっても、同様です。

この児童手当現況届は、受給者の前年の所得の状況と六月一日現在の養育の状況などを毎年確認するための届です。

もし、この届を出さないと、引き続き受給資格があっても、六月分以後の児童手当の支払を受けることができなくなりますので、必ず提出してください。

請求をお忘れなく

児童手当は十八歳未満の児童が三人以上あり、出生順に数えて三人目(中学卒業前)以降の児童一

ような書類(文献)がありましたら、ぜひ複写をさせて頂くようご協力をお願いいたします。
公民館(☎二〇八五、二二二)にご連絡いただければ、すぐに係員がお伺いします。

お気軽にご相談を

県政相談

県では行政事務所内に県政相談コーナーを設け、みなさんの相談に応じています。お気軽にご相談ください。

相談内容は――

- 県などの仕事に対する意見や要望とか苦情
- 届出・申請などの手続がわからない
- 生活上のことで、なやんでいる、困っている――など。

相談の申出は面接、電話、文書のいずれでも結構です。相談は無料です。

▽相談先

福島県原町合同庁舎
相双行政事務所

電波は正しく使いましょう

6月1日～10日は

電波法違反防止旬間

最近、使用が認められていない無線機を、自家用車やグンプカー、長距離輸送トラック、あるいは船などに取りつけて、不法に使用する人がいます。これをハイパー市民ラジオと呼んでいます。

電波はそれぞれ用途が定められており、これを無視してハイパー市民ラジオなどを勝手に使うことは、テレビやラジオに妨害を与えるほか、船舶や航空機の安全な航行又は救急車、消防車の緊急連絡などの通信に妨害を与えることとなります。

このため、郵政省では、六月一日から六月十日までの期間を「電波法令違反防止旬間」と定め、全国的に広報活動を強化することにしました。また、年間を通じてハイパー市民ラジオの絶滅のため日夜努力しており、悪質なものは告発を行っております。

もし、皆さんの知り合いの人で、ハイパー市民ラジオを使用していると感じられたら、体刑や罰金などの処分を受けることがありますので、直ちにやめるよう注意しあけてください。

原町市錦町一―三〇
☎二四四二―二五一一



四月	13日	南浪沢問題調査特別委員会
	14日	新地養蚕組合総会
	15日	農業委員会月例会
	16日	相馬地方水道協会監査
	17日	定例課長会 農協通常総会
	18日	東北・東京電力副社長来庁 議会運営委員会
	19日	新地地区運転者会総会 古館観桜会
	20日	消防団春季検閲式
	21日	町防犯協会理事会、総会
	22日	南浪沢問題調査特別委員会 新地北工業団地企業誘致促進特別委員会
	23日	定例教育委員会
	24日	民生委員会 丸森線期成同盟会総会
	25日	スポーツ少年団結団式
	26日	旧議員との懇談会
	27日	火力発電所誘致促進特別委員会 駒ヶ嶺養蚕組合総会
	30日	相馬地方町村会 電源地域振興特別立法制定促進期成同盟会設立総会
五月	2日	公設卸売市場整備協議会
	6日	大沢地内採石調査特別委員会
	7日	相馬地区防犯協会理事会
	8日	全国簡易水道協会東北・北海道ブロック会議



4月届出

▷出生(届出は14日以内に)

おめでとうございます。

麻衣子	横山	豊秋	鉄炮町
裕輝	大堀	計岡	
美由紀	斉藤	幸男	新地町
優香	富谷	好孝	新地町
貴幸	阿部	俊明	新地町
浩幸	幸		
康広	鈴木	義雄	駒町

▷死亡(届出は7日以内に)

おくやみ申し上げます。

羽田	忠治	77	沢口
門馬	広	46	堤浜
斉藤	八男	53	釣師
星	邦夫	36	北向
寺島	久雄	82	原
志藤	リキ	86	原